

信州大学と南箕輪村教育委員会との連携に関する協定書

信州大学（以下「甲」という。）と南箕輪村教育委員会（以下「乙」という。）は、教育について相互に連携することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲における教員養成の充実並びに乙が所管する小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に勤務する教職員の資質向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携するものとする。

- 一 甲の教員養成の教育課程に係る授業の実施に関すること
- 二 小・中学校における教育活動に対する支援に関すること
- 三 乙が実施する小・中学校の教職員研修に関すること
- 四 その他甲乙双方が合意した事項に関すること

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から3年間とする。ただし、双方が合意した場合に限り更新することができる。

（その他）

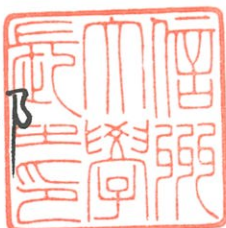
第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、双方が協議するものとする。

上記協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、その1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

（甲）信州大学長

中村 泉一郎



（乙）南箕輪村教育長

清水 閣

